

府中町向洋駅周辺土地区画整理事業

区画整理

だより

第140号（平成26年9月）

〒735-0025 府中町鹿籠一丁目21番6号

向洋駅周辺区画整理事務所

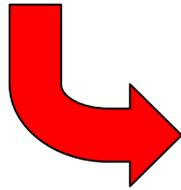
☎286-3123（補償課）286-3124（区画整理課）

新しい街並みへ—

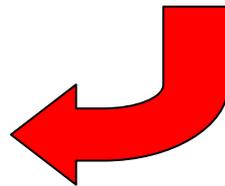
進む区画整理事業



【平成24年5月1日撮影】



【平成24年9月20日撮影】



【平成26年9月8日撮影】

移転補償費概要説明

【建物移転料】

現在ある建物に対して経年による減耗をした率をかけて算出しています。(解体費用込み)

【工作物移転料】

ブロック塀等に対して経年による減耗した率をかけて算出しています。

【立竹木類補償】

庭にある立竹木に対して補償しています。

【動産移転料】

貨物自動車1台当たりの動産の移転に通常要する梱包、小運搬、積込み及び積卸しのため必要な労力費・運賃・荷造り材料費並びにその他雑費(引越し費用)を算出して補償しています。

※中断期間がある場合

(従前 ↓ 仮住居 ↓ 再築)が発生する場合
引越し費用2回分を補償しています。

【仮住居補償費】（中断期間がある場合）

近隣の標準家賃（月額）×再築までの仮住居補償期間（月）

【仮倉庫補償費】（中断期間がある場合）

現在、相続等により補償対象宅地（従前地）に誰もお住まいになられていないため、仮換地に先へ再築・引越しができるまでの期間、一時保管される費用を算出して補償しています。

中断期間とは

仮換地先に新たに再築されるまでの間、仮住居に住んで頂く期間の事です。

【移転雑費】

移転に伴う法令上の手続き経費（建築確認・

建物登記・設計管理費等）

その他（地鎮祭費用・上棟式費用・建築祝費用）を算出して補償しています。

※これらは全て国からの算出基準書を基に算定しております。

日曜相談



毎月第3日曜日に向洋駅周辺区画整理事務所で

開催しています。お気軽にご相談ください。

日時

9月21日
10月19日

午前9時～正午

第41回

土地区画整理審議の

内容

(1) 副会長の選出について

【公開】

・委員の互選により、宮田委員が副会長に選出されました。

(2) 換地設計について

【非公開】

・「換地設計の（変更案）について」提出された意見書を審議会で審議したところ、「意見書の中で採用する意見はない。」と言うまとめをされました。

(3) その他【公開】

・質疑応答



挨拶される宮田副会長



(第41回土地区画整理審議会風景)

次回の審議会は、JR山陽本線「南側全域の仮換地指定について」審議して頂くため年末か年明けに、開催する予定です。